

## 均等侵害の判断に関する裁判例

### －「チップ型ヒューズ」事件－

R5.6.15 判決 大阪地裁 令和3年（ワ）第10032号

特許権侵害差止等請求事件：請求棄却

#### 概要

構成要件の一部を欠いた、いわゆる不完全利用である被告製品は、特許発明と同様の作用効果を有するとは認められず、また被告製品は本件特許の出願時における公知発明から容易に推考できたものであるから、第2要件（置換可能性）および第4要件（容易推考性）を満たさないとして、均等侵害が成立しないと判断された事例。

#### 特許請求の範囲

〔本件発明1〕

A-1 基板への取り付け用端子の2つの平板状部を間隔をあけて同一水平面上に有し、

A-2 当該水平面とは異なる高さにある水平面における前記2つの平板状部間に位置するヒューズが、

A-3 前記2つの平板状部と一体に形成されている端子一体型ヒューズと、

B-1 一方の面が閉じられ、前記一方の面と異なる水平面に位置する他方の面が開口され、

B-2 前記開口の周縁から前記一方の面に向かう周壁部を有し、

B-3 前記ヒューズが前記開口から前記一方の面側に向かう中途の位置に位置し、

B-4 前記2つの平板状部が前記周壁部にそれぞれ接触しているケースと、

C 前記ケース内において前記ヒューズに設けられた消弧材部とを、具備する

D チップ型ヒューズ。

#### 被告製品

a-1 基板への取り付け用端子の2つの平板状部10を間隔をあけて同一水平面上に有し、

a-2 当該水平面とは異なる高さにある水平面における前記2つの平板状部間に位置するヒューズ4が、

a-3 前記平板状部と一体形成されている端子一体型ヒューズと、

b-1 主壁面16が閉じられ、前記主壁面と異なる水平面に位置する他方の面が開口され

b-2 前記開口の周縁から前記主壁面に向かう側壁部（18、20、22、24）を有し、

b-3 前記ヒューズ4が前記開口から前記主壁面側に向かう中途の位置に位置し、

b-4 前記2つの平板状部が前記側壁部にそれぞれ接触しているケース14と

c 前記ケース内には前記ヒューズ4の周辺に前記ヒューズ4を包摂するように前記主壁面、その側壁部と同ケース14内のヒューズ4と前記開口部

との間に設けられた隔壁101と、前記隔壁101と前記ケース14を接着剤で接着することにより形成された密閉された空間26を設けた

d チップ型ヒューズ

#### 主な争点

本件発明の技術的範囲への属否（均等侵害の成否。争点1）

#### 裁判所の判断

『（1） 被告製品の構成

被告製品が、本件発明の構成要件A-1ないしB-4及びDを充足すること、同Cを充足しないこと（文言侵害が成立しないこと）は当事者間に争いが無い。

そこで、被告製品は、本件発明と均等であるかについて検討する。

（2） 均等侵害の成否

ア 特許請求の範囲に記載された構成中に相手方が製造等をする製品又は用いる方法（以下「対象製品等」という。）と異なる部分が存する場合であっても、①同部分が特許発明の本質的部分ではなく（第1要件）、②同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって（第2要件）、③上記のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常知識を有する者（当業者）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり（第3要件）、④対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから同出願時に容易に推考できたものではなく（第4要件）、かつ、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないとき（第5要件）は、同対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である（最高裁判平成6年（オ）第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁参照）。

そして、対象製品等が特許発明の構成要件の一部を欠く場合であっても、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく、かつ前記均等の他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得るものと解される。

これに対し、被告は、対象製品等が構成要件の一部を欠く場合に均等論を適用することは、特許請求の範囲の拡張の主張であって許されない旨を主張するが、構成要件の一部を他の構成に置換した場合と構成要件の一部を欠く場合とで区別すべき合理的理由はないし、本件において、原告は、被告製品には構成要件Cの「消弧材部」に対応する消弧作用を有する部分が存在し、置換構成を有する旨主張していると解されるから、被告の前記主張を採用することはできない。

#### イ 第1要件ないし第3要件

原告は・・・(略)・・・第1要件は満たす旨主張するところ、被告もこれを積極的に争っていない。一方、第2要件及び第3要件に関し、原告は、被告製品の構成cの「接着剤で接着することにより形成された密閉された空間26」が本件発明の構成要件Cの「消弧材部」と同一の作用効果(消弧作用)を有することを示す実験報告書等(甲13、14、32)を証拠提出する。・・・(略)・・・しかし、これらは、被告製品の「密閉された空間」と本件発明の「消弧材部」の各作用効果の対比自体を行うものではないことに加え、被告が証拠提出する試験報告書(乙16)によれば、被告製品、被告製品に消弧材部を設けたヒューズ及び被告製品のヒューズ素子のみを対象として、アーク放電の持続時間を記録したところ、被告製品が最も同時間が長かったという結果であったことが認められ、被告製品とヒューズ素子の各アーク放電の持続時間について、原告が提出する実験報告書(甲14)と相反する結果となっている。そうすると、原告が提出する前記証拠その他の事情等から、被告製品の構成cが本件発明の構成要件Cと同様の作用効果を有するとまでは認め難いから、少なくとも第2要件が満たされるとはいえない。

#### ウ 第4要件

・・・(略)・・・

以上から、乙1発明に乙3発明を適用する動機付けが存在し、これを阻害する要因は認められないから、乙1発明の可溶線と金属電極は異なる部材で構成される構成に代えて、乙3発明の、溶断部を配設したヒューズエレメント部と外部電極部を一体の金属で形成する構成を採用して被告製品の構成とすることは、当業者が本件特許の出願時に容易に推考し得たものと認められ、被告製品は、均等の第4要件を満たさない。

(3) したがって、被告製品について均等侵害は成立しないから、被告製品は本件発明の技術的範囲に属さない。』

### 検討

特許権の技術的範囲の解釈は、原則として分説された構成要件(技術文言)の充足性が判断され、非

充足の場合に均等の判断をする。このとき、文言解釈では特許法第70条第1項、第2項に規定されている特許発明の技術的範囲の解釈に基づき、均等では第1から第5要件の判断指針が定着している。

裁判所は均等の第2要件を満たさず、さらに第4要件も満たしていないと判断した。被告製品では、消弧材部が設けられておらず、ケース内部は空間である。消弧材部を無くし空間に置換したものとして、その作用効果(消弧材部の作用効果)の同一性について、原告と被告の双方で実験したが相反する結果であったため、裁判所は被告製品における作用効果の同一性を認めなかった。判決文から詳細な実験内容が不明ではあるが、普通に考えて消弧材部がなければその作用効果がないかあるいは非常に小さいことは十分に理解でき、第2要件を満足しないと考える。

ところで、原告が不完全利用の一形態としての均等の適用を主張し、裁判所はこれを認め、均等における判断をしているので、他の判決も挙げておきたい。

平成24年(ネ)第10018号(ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造および該骨格構造を有するソフトビニル製大型可動人形)『特許権侵害訴訟において、相手方が製造等をする製品が特許発明の構成要件中の一部を欠く場合、文言上は全ての構成要件を充足しないことになるが、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく、かつ均等の他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得るものと解される。』

### 実務上の指針

均等における判断において、不完全利用の構成部分が均等の第1要件である「特許発明の本質的部分」でないことが要件であることから、被告は、第1要件について争う必要があると考える。

しかし、本判決では、「消弧材部」が「特許発明の本質的部分」でないと原告被告で一致しており、かつ不完全利用の一形態からしても、存在しない構成が本質的部分としてみなされることがほとんどではないかと思われる。

そうすると、本判決のように、不完全利用を均等で争う場合には、第2要件の作用効果の同一性についての立証が重要になるとと思われる。

なお、控訴審(令和5年(ネ)第10071号、令和6年2月21日判決)においては、均等の第4要件についてのみ判断し、本判決と同様に、被告製品が本件発明の技術的範囲に属しないと判断した。

以上